

# 市制施行10周年記念事業を終えて

期間中に多くの取組が生まれた市制施行10周年記念事業について、その実績や課題について検証しました。

## 市制施行10周年記念事業の実績

平成27年6月28日にプレ事業を開催してからクロージングイベントを開催した平成29年3月25日に至る1年8ヶ月にわたる実施期間。

この期間に市制施行10周年記念式典にはじまり、市民提案12事業、市主催6事業、プレ1事業、合計20もの各種記念事業が開催され、2万6千人あまりの方々に会場に足を運んでいただきました。

### ■来場者数（概算）

式典、プレ事業	約1,000人
市民提案事業	約12,000人
市主催事業	約13,000人
合計	約26,000人

これら以外にも、群馬県と共催で実施した「花と緑のぐんまづくり2016 in みどり～ふるさとキラキラフェスティバル～」(花と緑のぐんまづくり推進協議会主催)には1ヶ月の間に16万人を越える来場者があり、市冠事業として実施した26事業と合わせ、10周年記念事業を通じ、多くの方々にみどり市を訪れていただきました。

また、地域の特色を活かした今までにない独自の取組は多くの注目を集め、新聞をはじめとするマスメディアにも頻繁に取り上げられました。

## 市制施行10周年記念事業の効果

市民提案事業では、それぞれの地域に語り継がれる伝統、文化、物語や取組を振り返り、新たな手法で発信する取組が数多く生み出され、地域の魅力が改めて見直されるきっかけとなりました。一方、若い感性溢れる取組や市民団体間の交流が深まる取組も行われ、地域や年代を越えたつながりの輪が一層広がりました。

市主催事業においては、地域に住む人たちでも見落としがちなみどり市の魅力を今までと

違った切り口で紹介する新たな取組や、「笑い」に焦点を当てて地域活性化を図るユニークな事業にも取り組み、子ども達にもみどり市の魅力を知ってもらうきっかけを作り、たくさん子ども達に「みどり愛」の芽が育まれました。

## 課題と対応

好評のうちに終わった市制施行10周年記念事業の一部には、魅力的なアトラクション等の発案により、来場者数が主催者の当初の来場者見込みを大きく上回ったことにより、準備していた駐車場や整理券が不足する等の場面も見受けられました。こうしたことを受け、今後継続して実施していく市主催の事業については、来場者見込みの精度を上げていくとともに、適切な規模の会場準備や事業規模の再考等を検討していきます。

また、市制施行10周年記念事業全般にわたり、市広報や市ホームページにおける周知、チラシの毎戸配布や小中学生への配布、PRポス

ターの掲示等を通じて各事業の実施について周知を図ってきましたが、一部の方々の目には届いていない様子もうかがえました。他の事業も含めて、より多くの方々に市政に関する事業を知っていただくため、市制施行10周年記念事業で試行的に導入した「LINE@」を本格運用する等、今後はSNS（※）等の新たな媒体も効果的に活用しながら、幅広い世代の方々にも情報が行き届くよう、発信方法を工夫していきます。

※SNS…ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。

## 今後に向けた取組

市制施行10周年記念事業として新たに開催された取組には、記念事業として単発の実施に留まらず、継続的な取組として定着を希望する声も数多く寄せられました。

こうした声を受け、市民発案による記念事業の取組が今後も継続し、市民の方々による地域づくり活動が地域の更なる賑わいにつながるよう、市では「みどり市地域創生支援事業補助金」を創設しました。

この補助金は、市民提案事業等で生まれた地域の創生に寄与する事業が継続されていくよう、将来の構想を持って地域づくり活動に取り組む団体を応援するためのものです。事業費の

補助は、初年度が8/10・上限80万円とし、2年目は7/10、3年目は6/10までとなり、団体の将来的な自立を促す仕組みとして設計しています。

一方、市主催事業として新たに実施した事業についても「グリーンだよ♥全員集合!!!」と「水上アトラクションinボートレース場」等、一部継続して実施していくことが決まっており、記念事業で盛り上がりを見せた取組を今後も加速していきます。

# 資 料 編

---

- みどり市市制施行10周年記念事業のあゆみ
- みどり市市制施行10周年記念事業(市民提案型)、  
キャッチフレーズ及びロゴ募集要項
- みどり市補助金等に関する規則
- みどり市市制施行10周年記念事業実行委員会名簿
- みどり市民憲章
- 市章、市の木、市の花、市の鳥
- みどり市の歌

■みどり市市制施行10周年記念事業のあゆみ

年	月	日	催事名／会議名
平成27年	5月	28日	第1回市制施行10周年記念事業実行委員会
	6月	1日	市民提案事業、キャッチフレーズ・ロゴ募集（～7月31日）
		28日	みどり市まちづくりシンポジウム／プレ・共催
	8月	12日	第2回市制施行10周年記念事業実行委員会
		31日	市民提案事業、キャッチフレーズ・ロゴ発表
	10月	5日	キャッチフレーズ・ロゴ採択通知授与式
11月	22日	みどり市PTA連合会 設立10周年記念式典／市民提案・単独	
平成28年	2月	6日	ながめ友だちの森コンサート／市民提案・単独
		10日	第3回市制施行10周年記念事業実行委員会
	3月	20日	みどり市誕生10周年記念少年少女レスリング大会／市民提案・冠
		26日	みどり市合併10周年記念「笠懸の武技」演武／市民提案・単独
		27日	【市制施行10周年】みどり市市制施行10周年記念式典
	4月	9日	醗酵文化の周知と観光素材の新たな発掘／市民提案・単独（～4月10日）
		15日	花と緑のぐんまづくり in みどり～ふるさとキラキラフェスティバル～ （～5月15日）
	5月	23日	光の切り絵『♥(こころ)を未来へ』／市民提案・単独
		24日	第59回大間々ながめ亭花見寄席／市民提案・冠
		3日	グリーンだよ♥全員集合!!!／市主催（～5月4日）
	5月	14日	100年後まで語り継がれる創生落語の制作と落語口演会／市民提案・単独
		22日	バイクで巡るみどり市チェックポイントラリー2016（春）／市冠
		7月	3日
	7月	12日	アンカンミンカンと絡みんかん「笑いの授業」／市主催（7月15日）
		16日	水上アトラクションinボートレース場／市主催
8月		1日	大間々祇園まつり／市冠（～8月3日）
8月	15日	第39回草木湖まつり／市冠	
	27日	第23回笠懸まつり（雨天により中止）／市冠	
	27日	第32回笠懸地域こどもまつり／市冠	
	9月	11日	第38回草木湖一周マラソン全国大会／市冠
9月	18日	NHKのど自慢／市冠	
	10月	2日	第41回大間々地域芸術文化祭／市冠（～10月23日）
10月	7日	第21回ひまわりの花畑まつり／市冠（～10月10日）	
	15日	平成28年度笠懸地域文化祭／市冠（～10月16日）	
	15日	「トレイルランナー鏑木毅」笠懸図書館講演会／市冠	
	22日	第59回関東菊花大会／市冠（～11月23日）	
	22日	第16回わたらせ渓谷工芸まつり／市冠（～10月23日）	
	22日	第11回みどり市東地域文化祭／市冠（～10月23日）	
	29日	両毛線沿線のほほん列車たび特別着付けプログラムinみどり市／市冠	
	30日	ザスパクサツ群馬 みどり市民デー／市冠	
	11月	3日	1000人の1歩プロジェクト／市民提案・単独
		5日	「地域は子育て応援団」講演会／市冠
5日		バイクで巡るみどり市チェックポイントラリー2016（秋）／市冠	
5日		第33回みどり市観光物産まつり／市冠（～11月6日）	
6日		M/JAM／市民提案・単独	
6日		第10回子どもまつりinあずま／市冠	

年	月	日	催事名／会議名
平成28年	11月	13日	みどり市市制施行10周年記念 那珂湊との交流会／市民提案・共催
		19日	アンカンミンカンと絡みんかん「M-iグランプリ」／市主催
20日		みどり市民スポーツフェスティバル2016／市冠	
23日		出張!なんでも鑑定団inみどり／市主催	
平成29年	12月	3日	創作落語 岡上景能物語口演会／市民提案・単独
		4日	わたらせ渓谷鐵道各駅イルミネーション事業／市民提案・共催
		23日	ギネス世界記録挑戦「花ばんクリスマス」／市主催
平成29年	2月	5日	みどり市子ども 音楽活動発表会「MIDORI Junior Concert」／市冠
		19日	第11回みどり市生涯学習大会／市冠
		25日	みどり市文化遺産フェスティバル「ながめ文楽」／市冠
	3月	11日	平成28年度 みどり市公民館大会／市冠
		23日	アンカンミンカンと絡みんかん「みどり市ブランドPRコント制作」／市主催
		25日	岩宿ナイトミュージアム～新たな歴史がうごきだす～／市主催

## ■みどり市市制施行10周年記念事業(市民提案型)、キャッチフレーズ及びロゴ募集要項

### 1. 記念事業の募集

#### (1) 市制施行10周年記念事業公募の趣旨

みどり市は、平成18年3月27日に2町1村の合併によって市として誕生してから、来年3月27日に10年を迎えます。10周年を祝い、市では平成28年3月27日に開催予定の市制施行10周年記念式典を皮切りに、1年間に様々な10周年記念事業（以下「記念事業」という。）を企画します。

この10年の節目を、市民の方々にも一緒になって民官一体でお祝いしていただくことで、みどり市の魅力を市外により一層アピールし、今後更なる成長と発展を遂げられるよう、市民の方々を中心となって実施していただく記念事業の提案を広く募集し、様々な地域や業種の人々が連携して市全体で活力ある取組が数多く生まれるよう、その取組について支援します。

#### (2) 公募対象事業

- ア みどり市がますます活気づききっかけとなる事業
- イ 地域、業種や年代を越えて多くの人と人がつながる事業
- ウ 将来みどり市で暮らす人々のために行う事業
- エ みどり市の魅力や資源を市外にアピールする事業

#### (3) 応募要件

- a 市内に所在する団体、本社のある企業等が自ら

実施する。

- b 公募対象事業ア～エのいずれかに該当する。
- c 原則として平成28年4月1日から平成29年3月26日までの期間に実施する。
- d 市内において開催する。
- e 専ら収益を上げることが目的ではない。

#### (4) 記念事業の分類と支援内容

分類	支援内容
I 市民提案事業 (単独)	A 冠名義・ロゴ等の使用許諾（印刷物含む。） B 市ウェブサイト、みどり市広報等で周知 C 事業費の補助（10/10、市が認める経費100万円まで）
II 市民提案事業 (共催)	A 冠名義・ロゴ等の使用許諾（印刷物含む。） B 市ウェブサイト、みどり市広報等で周知 C 事業費の補助（1/2、市が認める経費50万円まで） D 市有施設の使用料減免、市職員の当日協力）
III 冠事業	A 冠名義・ロゴ等の使用許諾（印刷物含む。） B 市ウェブサイト、みどり市広報等で周知

#### (5) 事業費補助の場合の補助対象経費

「食糧費」及び「記念品代」等を除く事業経費

## 2. キャッチフレーズ・ロゴの募集

記念事業の実施にあたり、印刷物等に共通の表示を行うことで記念事業全体が盛り上がり、市外へのPR効果が高まるよう、記念事業専用のキャッチフレーズとロゴマークを作成します。

キャッチフレーズは広く市民の方々からの提案を募り、ロゴマークについては市民の方々から募る（協働ロゴ）ほか、市と連携事業を進める桐生大学の学生からも提案を募集します（連携ロゴ）。

## 3. 応募方法・募集期間

・所定の提案書に必要事項を記入し、持参、郵送（必着）又は電子メールで提出してください。電子メールで提出する際は、送信後に必ず電話でご連絡ください（0277-76-0962）。

・企画提案書は、市ウェブサイトからダウンロードできるほか、笠懸庁舎（企画課）、大間々庁舎（大間々市民生活課）、教育庁舎（教育総務課）、東支所（東市民生活課）でも配布しております。

・募集期間：平成27年6月1日（月）から同年7月31日（金）まで

## 4. 選考・表彰

・提案していただいた記念事業及びキャッチフレーズ・ロゴは、「みどり市市制施行10周年記念事業実行委員会」にて選考を行い決定します。採択されたものは、平成27年8月中旬にみどり市ウェブサイト（<http://www.city.midori.gunma.jp>）にて発表いたします。

・キャッチフレーズ（1名）・ロゴの採用者（協働・連携ロゴ各1名）は、平成28年3月27日開催予定の市制施行10周年記念式典において表彰し、記念品を贈呈いたします。

## 5. 注意事項

### <共通>

・選考終了後も提案書等は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

・提案書の作成と応募に係る費用は、応募者の負担とします。

・応募者の個人情報、作品の選考事務に必要な範囲（選考、採用作品の発表等）でのみ使用し、他には使用しません。また、許可なく、第三者に提供することはありません。

### <キャッチフレーズ・ロゴ>

・採択された作品の著作権・使用権等の一切の権利は、みどり市及びみどり市市制施行10周年記念事業実行委員会に帰属するものとします。

・応募はオリジナル作品に限ります。他の作品の模倣

又は類似と認められる場合には、選考後であっても採択を取り消す場合があります。

・採択された作品については、原案を尊重しながら、補正・修正を行う場合があります。

## 6. 提出・お問合せ先

みどり市市制施行10周年記念事業実行委員会

提出先／みどり市総務部企画課政策調整係

提出方法／持参、郵送（必着）又は電子メール

住所／〒379-2395群馬県みどり市笠懸町鹿2952

電話番号／0277-76-0962（直通）

電子メール／[kikaku@city.midori.gunma.jp](mailto:kikaku@city.midori.gunma.jp)

## ■みどり市補助金等に関する規則

平成18年3月27日

規則第40号

### 目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 補助金等の交付の申請及び決定(第3条—第7条)

第3章 補助事業者等の義務(第8条—第13条)

第4章 補助金等の額の確定、交付及び是正のための措置等(第14条—第16条)

第5章 補助金等の交付の決定の取消し及び返還等(第17条—第20条)

第6章 雑則(第21条・第22条)

附則

### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 補助金等の交付の申請及び決定等については、法令又は条例若しくは他の規則に特別の定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において「補助金等」とは、市が市以外の者(国、県、他の市町村及びこれらの機関並びにこれらの連合組織及び連絡協議組織を除く。)に対して交付する次に掲げるものをいう。

(1) 補助金

(2) 負担金

(3) 交付金

(4) 利子補給金

(5) その他相当の反対給付を受けない給付金

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

### 第2章 補助金等の交付の申請及び決定

(交付の申請)

第3条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書(様式第1号)を次に掲げる書類のうち、市長(以下単に「長」という。)が指定する書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書又はそれにかわる書類
- (3) その他長が必要と認める書類

2 前項の申請書に記載すべき事項は、長が特に認めた場合には追加、変更及び省略することができる。

(平19規則6・全改、平24規則5・一部改正)

(交付の決定)

第4条 長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて実施について調査等を行い、当該補助金等を交付すべきものと認めたときは、交付の決定(契約の承諾を含む。以下同じ。)をするものとする。

2 長は、前項の規定により補助金等の交付の決定を行う場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、当該申請に係る事項について修正を加えて交付の決定をすることができる。

(交付の条件)

第5条 長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令、条例及び規則並びに予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、第3章及び第21条の規定による必要な事項その他の条件(以下単に「条件」という。)を付するものとする。

(交付の決定の通知)

第6条 長は、補助金等の交付決定をしたときは、補助金等交付決定通知書(様式第2号)により補助金等の交付の申請した者に通知するものとする。

2 前項の通知書に記載すべき事項は、長が特に認めた場合には追加、変更及び省略することができる。

(平19規則6・全改、平24規則5・一部改正)

(申請の取下げ)

第7条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金等交付取下げ申請書(様式第3号)を長に提出することができる。

2 前項の申請書に記載すべき事項は、長が特に認めた場合には追加、変更及び省略することができる。

(平19規則6・全改、平24規則5・一部改正)

### 第3章 補助事業者等の義務

(補助事業等の遂行)

第8条 補助事業者等は、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件等に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。補助金等を他の用途へ使用するようなことをしてはならな

い。

(補助事業等の内容の変更)

第9条 補助事業者等は、補助事業等の内容の変更(やむを得ない理由による場合であって、かつ、補助金等の交付の目的を妨げない場合に限る。)をしようとするときは、補助金等変更申請書(様式第4号)に次に掲げる書類のうち、長が指定する書類を添えて提出しなければならない。ただし、長が認める軽微な変更については、この限りではない。

- (1) 事業変更計画書
- (2) 収支変更予算書又はそれにかわる書類
- (3) その他長が必要と認める書類

2 前項の申請書に記載すべき事項は、長が特に認めた場合には追加、変更及び省略することができる。

3 長は、第1項の申請に基づき変更を認めたときは、補助金等変更通知書(様式第5号)により補助事業者等に通知するものとする。

4 前項の通知書に記載すべき事項は、長が特に認めた場合には追加、変更及び省略することができる。

(平19規則6・全改、平24規則5・一部改正)

(補助事業等の中止)

第10条 補助事業者等は、補助事業等を中止しようとするときは、補助金等中止申請書(様式第6号)により長に提出しなければならない。

2 前項の申請書に記載すべき事項は、長が特に認めた場合には追加、変更及び省略することができる。

(平19規則6・全改、平24規則5・一部改正)

(補助事業等の遂行困難等)

第11条 補助事業者等は、補助事業等が予定の期間内に完了しないこととなったとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、その理由及び補助事業等の遂行の状況を記載した文書によって、速やかに長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 補助事業者等は、条件に定めるところにより、補助事業等の遂行の状況について長に報告しなければならない。ただし、長が条件として付さない場合においては、この限りでない。

(実績報告)

第13条 補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、その日から1か月以内に補助金等実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類のうち、長が指定する書類を添えて提出しなければならない。ただし、長が提出期日を別に指定したときは、指定された日までとする。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 収支決算書又はそれにかわる書類
- (3) その他長が必要と認める書類

2 前項の報告書に記載すべき事項は、長が特に認めた場合には追加、変更及び省略することができる。

(平19規則6・全改、平24規則5・一部改正)

## 第4章 補助金等の額の確定、交付及び是正のための措置等

(補助金等の額の確定等)

第14条 長は、補助事業等の完了に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合、その成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定するものとする。

2 長は、前項の規定により補助金等の額の確定をしたときは、補助金等確定通知書(様式第8号)により当該補助事業者等に通知するものとする。

3 前項の通知書に記載すべき事項は、長が特に認めた場合には追加、変更及び省略することができる。

(平19規則6・全改、平24規則5・一部改正)

(補助金等の交付)

第15条 長は、補助金等の額の確定をした場合においては、特別の定めがある場合を除き、速やかに当該補助金等の額を当該補助事業者等に交付するものとする。

2 長は、補助金等の額の確定前においても、補助事業等の執行の確保その他相当の理由があり、かつ、当該補助事業等の内容及び目的からして適当と認められるときは、当該補助事業者等に対し、概算払をすることができる。この場合においては、補助金等概算払請求書(様式第9号)に必要書類を添えて長に提出し交付を受けることとし、補助事業等の完了した後に補助金等実績報告書を提出しなければならない。

3 前項の請求書に記載すべき事項は、長が特に認めた場合には追加、変更及び省略することができる。

(平19規則6・全改、平24規則5・一部改正)

(是正のための措置)

第16条 長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合、その成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。

2 第13条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等にこれを準用する。

## 第5章 補助金等の交付の決定の取消し及び返還等

(事情変更による交付の決定の取消し等)

第17条 長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 長は、前項の規定による補助金等の交付の決定の取消しにより補助事業者等に損害を与えたときは、当

該補助事業者等の申請に基づき、その損害額に対し補助金等を交付するものとする。

3 前項の規定により交付する損害額に対する補助金等の額は、特に定める場合のほか、取り消されなかったときにおける当該補助事業等に要する経費に対する当該補助金等の割合を当該損害額に乗じて得た額とする。ただし、取り消された補助金等に相当する額の100分の30を超えることとなる場合においては、当該超えることとなる部分については、この限りでない。

4 第6条の規定は、第1項の処分をした場合にこれを準用する。

(交付の決定の取消し)

第18条 長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正な手段によって補助金等の交付を受けたとき。

(2) 補助金等を他の用途に使用したとき。

(3) 補助事業等を予定の期間内に完了しなかったとき又は完了することが困難であると認めるとき。

(4) その他補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令、条例、規則若しくはこれに基づく長の処分に違反したとき。

2 長は、補助金等が国又は県その他公共団体(以下「国等」という。)の補助金等をその財源の全部又は一部とするものにあつては、当該国等の補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消されたときは、当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前2項の規定は、第14条の規定による補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第6条の規定は、第1項又は第2項の規定による取消しをした場合にこれを準用する。

(補助金等の返還)

第19条 補助事業者等は、前2条の規定により補助金等の交付の決定が取り消された場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等の交付を受けているときは、長の定める期限内に返還しなければならない。

2 補助事業者等は、第14条の規定により補助事業等について交付すべき補助金等の額の決定があつた場合において、既にその額を超えて概算払により補助金等の交付を受けているときは、当該超えている部分に相当する額を、長の定める期限内に返還しなければならない。

(平19規則6・全改)

(他の補助金等の一時停止)

第20条 長は、補助事業者等が前条の規定による返還金の全部又は一部をその定める期限内に納付しないときは、その者に対して交付すべき他の補助金等を



当該納付しない額を限度として交付しないことができる。

## 第6章 雑則

(財産処分の制限)

第21条 補助事業者等は、補助事業等により取り消し、又は効用の増加した条件で定める財産を条例で定める期間内に長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(調査等)

第22条 補助事業者等は、補助事業等に関係ある帳簿及び書類を整理し、備え付けておかなければならない。

2 長は、必要があるときは、補助事業者等に対して報告をさせ、又は職員をして帳簿及び書類若しくは実地について調査をさせることができる。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の笠懸町補助金等に関する規則(昭和41年笠懸町規則第3号)、大間々町補助金等に関する規則(昭和41年大間々町規則第1号)又は東村補助金等に関する規則(平成11年東村規則第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年2月21日規則第6号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第5号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

様式(略)

## ■みどり市市制施行10周年記念事業実行委員会名簿

(上段：平成27年度、下段：平成28年度)

役職	職名	氏名
実行委員長	副市長	中澤 哲夫
副実行委員長	教育長	石井 逸雄
副実行委員長	総務部長	三輪 浩史
実行委員	市民部長	小西 明 星野 陽一
実行委員	保健福祉部長	齋藤 幸雄
実行委員	産業観光部長	眉丈山 芳一 小室 啓二
実行委員	都市建設部長	吉野 茂男
実行委員	教育部長	松井 篤
実行委員	危機管理監	古田島 透 柴崎 訓佳
実行委員	東支所長	坂口 耕一
実行委員	競艇事業局長	久保田 輝雄 金子 治央
実行委員	会計管理者	小室 啓二 古田島 透
実行委員	議会事務局長	岩崎 照雄 田村 栄助
実行委員	監査委員事務局長	石原 昇 大下 智

## ■みどり市民憲章

わたくしたちは、みどり豊かな渡良瀬川の流れを愛し岩宿遺跡やあかがね街道に刻まれた先人の英知を引き継ぎ、未来に向けて希望と調和のあるまちをめざしここに市民憲章を定めます。

自然との共存をめざし	環境にやさしいまちをつくります
歴史と文化を大切に	互いに学び合うまちをつくります
命を育み共に助け合い	笑顔あふれるまちをつくります
心と体の健康につとめ	活気ある産業のまちをつくります
人権を尊重し きまりを守り	平和で住みよいまちをつくります

平成20年3月27日制定

## ■市章



## ■みどり市の歌

作詞／佐藤清人

作詞補作／みどり市の歌歌詞選考委員会

作曲／西田直嗣

## ■市の木

サクラ (ソメイヨシノ)



1 渡良瀬の 清き流れよ  
菊の香に 文化のかおり  
仰ぎ見る 東の山脈  
あゝみどりなる わがふるさと  
歡喜の 心のふるさと

## ■市の花

カタクリ、キク



2 山鳩の 啼く音やさしく  
高津戸の 古城の跡に  
たゞずめば 歴史は語りぬ  
あゝみどりなる わがふるさと  
美しき 恵みのふるさと

## ■市の鳥

キジ



3 カタクリの 丘にのぼれば  
過ぎし日の 追憶ぞめぐる  
笠懸野 古代のロマンに  
あゝみどりなる わがふるさと  
永遠に 命のふるさと

## みどり市市制施行10周年記念事業の記録

発行日 平成29年9月4日

発行 みどり市市制施行10周年記念事業実行委員会

編集 みどり市総務部企画課

みどり市はぼくらの故郷 <sup>ふるさと</sup> 10周年

